

平成 26 年度

福祉のしおり



目 次

第1章 共 濟

日本歯科医師会福祉共済保険制度	1
福島県歯科医師会共済制度	1～2
東北地区歯科医師会連合会福祉共済制度(みちのく共済)	1

第2章 年 金

日本歯科医師会年金保険制度	4
歯科医師国民年金基金制度	5～7

第3章 保 險

各種保険について	8
福島県歯科医師会グループ保険	9～10
東北歯連ファミリー共済保険	11～12
東北歯連共済会グループ保険	11、13～15
所得補償保険	16～18
団体傷害保険	19～21
歯科医師賠償責任保険	22～23
団体疾病医療保険・団体がん保険	24～25
積立傷害保険	26
従業員退職金共済制度	27
小規模企業共済制度	28～29

第1章 共 濟

日本歯科医師会福祉共済保険制度

福島県歯科医師会共済制度

東北地区歯科医師会連合会福祉共済制度（みちのく共済）

- 会員の死亡・障害・災害・傷病等に関して必要な共済金の給付を行い、会員の福祉共済を図ることを目的とした制度です。

		福島県歯科医師会共済制度		東北地区歯科医師会連合会福祉共済制度 (みちのく共済)		日本歯科医師会 福祉共済保険制度		
		福祉共済 (80歳未満の会員)		シニア共済 (80歳以上の会員及び80歳未満で体況上の事由で福祉共済に加入できない会員)				
負担金	月額	3,000円		2,000円		80歳以上は免除、 80歳未満 2,000円		
負担金	納付期限	99歳11ヵ月まで		80歳まで		80歳未満は80歳まで		
死亡弔慰金		なし		なし		なし		
死亡弔慰金	75歳未満	上限70万円	共済加入	1年以上	1年未満	80歳以上の会員	50万円	
	75～79歳	上限40万円	40歳未満	800万円				
	80～99歳	上限20万円	40歳～49歳	500万円		80歳未満の会員	福社共済の給付額に同じ	
	葬祭関係費用の実費を給付		50歳～59歳	400万円	60歳～75歳			
			60歳～75歳	300万円	76歳以上			
障害見舞金		なし		なし		なし		
障害見舞金	75歳未満	70万円	共済加入	1年以上	1年未満	80歳以上の会員	50万円	
	75～79歳	40万円	40歳未満	800万円				
	80～99歳	20万円	40歳～49歳	500万円				
	高度障害の場合		50歳～59歳	400万円		80歳未満の会員	福社共済の給付額に同じ	
			60歳～75歳	300万円	76歳以上			
			76歳以上	50万円				
火災見舞金		なし		なし		なし		
災害見舞金		なし		なし		なし		
傷病見舞金		なし		なし		なし		
傷病見舞金		なし		なし		なし		
退会金		なし		なし		なし		
高齢者前払		なし		なし		なし		
立替貸付		なし		病気・老齢、その他の理由により負担金の納付が困難な場合		病気・老齢、その他の理由により負担金の納付が困難な場合		
共済発足年度		平成25年4月1日		平成4年4月1日		平成20年4月1日		
未納に関する規則		60日以上未納により資格停止		12ヵ月分未納により権利放棄(180日以内に納付した場合に権利回復)		12ヵ月分未納により権利放棄(180日以内に納付した場合に権利回復)		
						保険料振込猶予期間 11ヵ月(36ヵ月以内に納付した場合に権利回復)		

福島県歯科医師会共済制度特約

先進医療・重度入院一時金・退院後通院の3つの補償

■加入資格 満70歳までの本会会員（3月31日現在の年齢）

■加入 随時受付

■特約内容

特約名称	補償内容	補償金額
先進医療補償	先進医療を受けた場合に、先進医療の技術にかかる費用に応じて疾病入院保険金日額（現行1万円）の10～610倍の額をお支払いします（支払限度は通算1,000万円）。	別表
重度入院一時金補償（三大疾病補償）	初めてがんと診断確定されたとき、または脳卒中もしくは急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として入院した場合に一時金をお支払いします。	一時金 100万円
退院後通院補償	入院保険金が支払われる入院をした後、入院の原因となった傷病の治療を目的として通院した場合、退院してから180日以内の通院で、1回の入院あたり90日を限度に通院保険金をお支いします。	1万円× 通院日数 (90日限度)

■特約保険料

特約名称	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳
先進医療補償	10	10	10	10	10	10	10	10	10
重度入院一時金補償	200	310	500	820	1,380	1,940	2,700	3,990	5,150
退院後通院補償	250	280	320	400	530	780	1,140	1,730	3,030

別表（先進医療補償の一時金の倍率）

先進医療に係る費用	倍率	先進医療に係る費用	倍率	先進医療に係る費用	倍率
～10万円以下	10	80万円超～90万円以下	90	250万円超～300万円以下	260
10万円超～20万円以下	20	90万円超～100万円以下	100	300万円超～350万円以下	310
20万円超～30万円以下	30	100万円超～120万円以下	110	350万円超～400万円以下	360
30万円超～40万円以下	40	120万円超～140万円以下	130	400万円超～450万円以下	410
40万円超～50万円以下	50	140万円超～160万円以下	150	450万円超～500万円以下	460
50万円超～60万円以下	60	160万円超～180万円以下	170	500万円超～550万円以下	510
60万円超～70万円以下	70	180万円超～200万円以下	190	550万円超～600万円以下	560
70万円超～80万円以下	80	200万円超～250万円以下	210	600万円超～	610

●先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）をいいます。詳細については厚生労働省ホームページをご参照ください。
●療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。
●がんの場合のみ、ご加入後90日間の待機期間があります。
【ご注意】
●特約を追加する場合には、所定の健康状態の告知書にて既往症や傷病・治療歴を告知いただく必要があります。告知内容によっては、特約を追加できない場合や、特定の疾病群による補償が対象外となる場合があります。同時に基本保険についても当該特定疾病による補償が対象外となります。

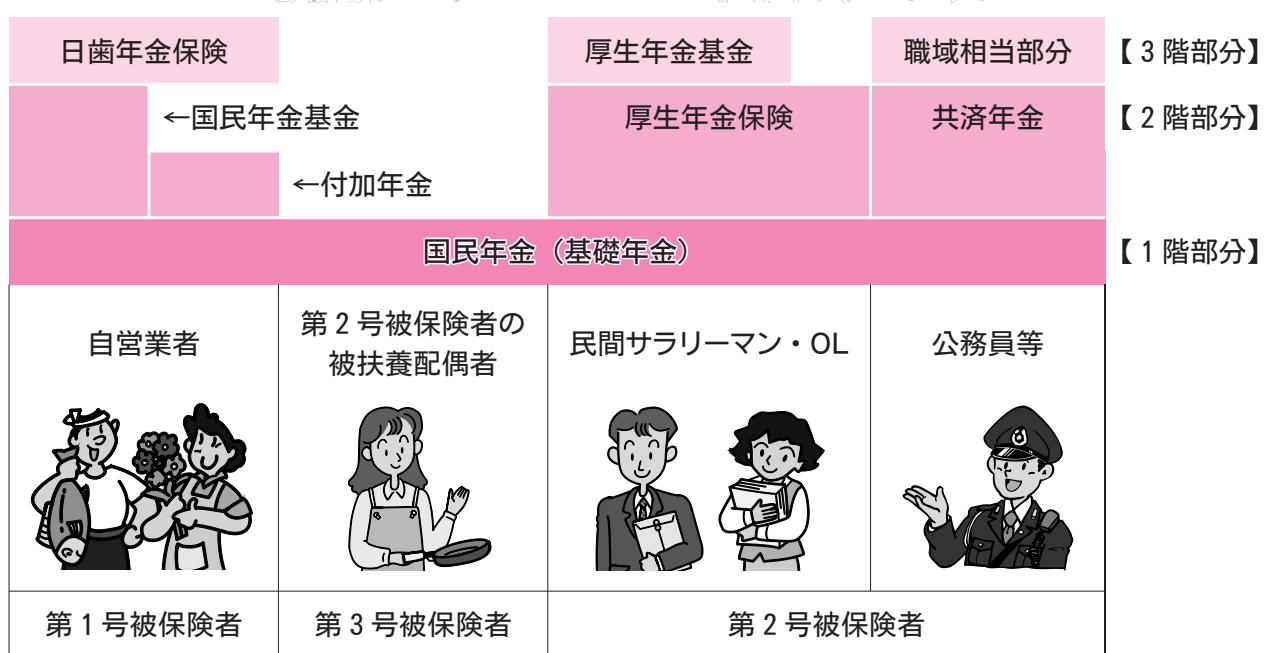
第2章 年金

公的年金は国が加入を義務づけている年金制度です。老齢、障害、または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを防止する目的で運営されています。なかでも老齢年金は老後の所得保障の柱として、老後の生活を支える役割を担っています。

公的年金制度は大きく分けて、国民年金・厚生年金・共済年金の3種類になります。職業により加入する制度が異なります。

- | | |
|---------|--|
| 1. 国民年金 | 日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度で、基礎年金と呼ばれるあらゆる人に共通の年金 |
| 2. 厚生年金 | 会社員やOLなど、民間会社で働いている人が加入している制度 |
| 3. 共済年金 | 国家公務員・地方公務員・私立学校教職員が加入している制度 |

2階建てプラスアルファの公的年金のしくみ



国民年金や厚生年金の**公的年金**に対して、民間保険会社などで販売している年金タイプの金融商品を**個人年金**と呼びます。個人年金は、上の図の3階、4階部分にあたり、老後の生活費の不足を補う手段としては、おすすめの金融商品といえます。

若い頃から毎月少しづつでも積み立てておき、65歳から終身で受け取れるような掛け方が理想です。最近では、いわゆる「団塊の世代」の退職金を対象とした「一時払いタイプの個人年金」が充実してきているようです。

日本歯科医師会年金保険制度

日歯会員が豊かな老後を過ごしていただけるように設計された
独自の年金保険制度

■加入資格	満55歳未満の日本歯科医師会会員
■加入・増口	毎月1日(随時加入)
■掛金	月額1万円~10万円(1万円単位)
■払込み終了	満59歳11ヵ月(60歳から64歳11ヵ月までは待機期間)
■給付開始	満65歳から終身給付(保証期間10年付) 年4回(1月、4月、7月、10月の1日に前月までの3ヵ月分を給付)
■脱退	●やむを得ず脱退された場合は「中途脱退一時金」が支払われます。
■死亡	●年金給付前(加入中及び待機期間中)に死亡した場合は「遺族一時金」、給付開始後10年以内に死亡した場合は「年金遺族一時払金」が支払われます。 ●年金給付期間10年超で死亡した場合は、死亡月の翌月から3ヵ月分の給付をもって終了します。
■基準金利	年2.5%

●日本歯科医師会年金保険は、前年度の運用実績によって年金額が変動します。
●国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、「株式変動による株式価格の下落」「金利変動による債券価格の下落」「為替変動」等により、年金保険基金の時価評価額が下落することで、将来の年金額や一時金が払込保険料総額を下回り、損失が生じる可能性があります(最低保証はありません)。

●加入年齢別・利回り別 年間受給総額推移例(保険料月額3万円の場合)

加入時年齢30歳		(単位:円)						加入時年齢45歳		(単位:円)					
利回り		65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳	利回り		65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.1%		700,000	640,000	590,000	520,000	460,000	380,000	-0.1%		350,000	320,000	300,000	260,000	230,000	190,000
1.0%		880,000	840,000	800,000	760,000	710,000	660,000	1.0%		410,000	390,000	370,000	350,000	330,000	300,000
2.5%		1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	2.5%		500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
3.0%		1,370,000	1,390,000	1,410,000	1,440,000	1,460,000	1,480,000	3.0%		540,000	540,000	550,000	560,000	570,000	580,000
加入時年齢35歳		(単位:円)						加入時年齢50歳		(単位:円)					
利回り		65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳	利回り		65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.1%		580,000	540,000	490,000	440,000	380,000	320,000	-0.1%		240,000	220,000	200,000	180,000	150,000	130,000
1.0%		720,000	680,000	650,000	610,000	580,000	530,000	1.0%		270,000	250,000	240,000	230,000	210,000	200,000
2.5%		950,000	950,000	950,000	950,000	950,000	950,000	2.5%		310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000
3.0%		1,050,000	1,070,000	1,080,000	1,100,000	1,120,000	1,140,000	3.0%		330,000	340,000	340,000	350,000	350,000	360,000
加入時年齢40歳		(単位:円)						加入時年齢50歳		(単位:円)					
利回り		65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳	利回り		65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.1%		470,000	430,000	390,000	350,000	310,000	260,000	-0.1%		240,000	220,000	200,000	180,000	150,000	130,000
1.0%		560,000	530,000	510,000	480,000	450,000	420,000	1.0%		270,000	250,000	240,000	230,000	210,000	200,000
2.5%		710,000	710,000	710,000	710,000	710,000	710,000	2.5%		310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000
3.0%		770,000	790,000	800,000	810,000	830,000	840,000	3.0%		330,000	340,000	340,000	350,000	350,000	360,000

(注) 各表の年間受給総額は利回りを一定とした場合の金額になります。

●加入年齢別・利回り別 80歳までの受給総額例(保険料月額3万円の場合)

利回り	30歳		35歳		40歳		45歳		50歳	
	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額
-0.1%	10,800,000	8,430,000	9,000,000	7,030,000	7,200,000	5,640,000	5,400,000	4,240,000	3,600,000	2,840,000
1.0%	10,800,000	11,760,000	9,000,000	9,550,000	7,200,000	7,460,000	5,400,000	5,440,000	3,600,000	3,540,000
2.5%	10,800,000	18,450,000	9,000,000	14,250,000	7,200,000	10,650,000	5,400,000	7,500,000	3,600,000	4,650,000
3.0%	10,800,000	21,350,000	9,000,000	16,360,000	7,200,000	12,060,000	5,400,000	8,350,000	3,600,000	5,140,000

(注) 受給総額は加入時から利回りを一定として80歳まで受給された場合の金額になります。

歯科医師国民年金基金制度

老齢年金に上積みして、より豊かな老後を保障する 掛け捨てなしの公的年金制度

■加入資格

次の要件を満たしている方であれば、加入することができます。

- 国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満）または国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満）
- 歯科診療所に従事する歯科医師または従業員（歯科衛生士、歯科助手、事務員等で歯科技工士は除く）
- 地域型国民年金基金に加入していない方
- 払込期間は59歳11ヵ月（60歳以上で加入された場合は64歳11ヵ月）まで

■多くのメリット

終身年金が基本なので長生きリスクに対応	年額が確定、掛金額も一定	終身年金と7種類の年金プランで自分に最適な年金プラン設定可能
掛金は全額社会保険料控除	年金は公的年金等控除	遺族一時金は全額非課税

※生活を共にする配偶者およびその他の親族の掛金を世帯主が負担した場合、世帯主の社会保険料控除の対象となります。

早く加入するほどお得です!!

年齢が若いほど掛金が低く設定されており、加入期間中ずっと変わりません。
同じ年金額なら、早く加入するほど負担は小さくなります。

■遺族一時金

毎月1日（随時加入）万一亡くなられた場合には遺族一時金が支払われます。

年金受給前に65歳未満（III・IV・V型は60歳未満）で亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none">●終身年金のA型と確定年金（I・II・III・IV・V型）は、加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額が支給されます。●終身年金のB型は10,000円
年金受給開始後に亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none">●終身年金のA型と確定年金（I・II・III・IV・V型）は保証期間がついていますので、それぞれの保証期間の残りの期間分について年金の原資相当額が支給されます。

- 脱退 国民年金基金への加入は任意ですが、いったん加入するとご自分の都合で任意に脱退することはできません。また、途中で他の国民年金基金へ任意に移ることもできません。ただし、国民年金の第1号被保険者でなくなった場合などは加入資格を喪失することになります。この場合、脱退するまでに納付した掛金に応じて将来年金が支給されます（脱退に伴う解約返戻金などの一時金の支給は行われません）。
- 掛金変更 増口・減口・一時停止は随時受付を行います（1口目は変更不可）。
- 掛金割引 1年分（4月から翌年3月分）の掛金を前納すると掛金が割引になります。

お問い合わせ先：歯科医師国民年金基金

〒102-0074 東京都千代田区五番町12-11 泉館五番町ビル2階 TEL 03(3262)9294 FAX 03(3262)9298 フリーダイヤル 0120-155-950

年金の種類

● 60歳未満の方が加入される場合

(平成25年4月改訂)

選択	区分	給付の支給期間					保証期間*	1口当たりの年金額(月額)			
		60歳	65歳	70歳	75歳	80歳		加入時年齢	~35歳	~45歳	~50歳
選択肢 必ずしも すぐさま ください	1口目	終身年金	A型	(待機期間)	終身	保証期間	15年	2万円	1.5万円	1万円	加入時年齢(月単位)により異なります。
			B型		終身		なし				

選択肢 必ずしも すぐさま ください	2口目以降	終身年金	A型	(待機期間)	終身	保証期間	15年	加入時年齢(月単位)により異なります。
			B型		終身		なし	
		確定年金	I型		15年	保証期間	15年	
			II型		10年	保証期間	10年	
			III型		15年	保証期間	15年	
			IV型		10年	保証期間	10年	
			V型		5年	保証期間	5年	

● 60歳以上(国民年金任意加入被保険者)の方が加入される場合

選択	区分	給付の支給期間					保証期間*	1口当たりの年金額(月額)	
		60歳	65歳	70歳	75歳	80歳		加入時年齢	60歳1月以降
選択肢 必ずしも すぐさま ください	1口目	終身年金	特定A型	(最長65歳まで) (待機期間)	終身	保証期間	15年	5千円	加入時年齢(月単位)により異なります。
			特定B型		終身		なし		

選択肢 必ずしも すぐさま ください	2口目以降	終身年金	特定A型	(最長65歳まで) (待機期間)	終身	保証期間	15年	2.5千円	加入時年齢(月単位)により異なります。
			特定B型		終身		なし		
		確定年金	特定I型		15年	保証期間	15年	2.5千円	

* 保証期間内に死亡された場合は、一時金が支給されます。

掛金月額表

● 60歳未満の方が加入される場合

(単位：円)

給付の型 加入時年齢	1口目								2口目以降															
	終身年金				終身年金				確定年金															
	A型		B型		A型		B型		I型	II型	III型	IV型	V型											
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男女共通															
年金月額【2万円】																								
年金月額【1.5万円】																								
年金月額【1千円】																								
年金月額【5千円】																								
年金月額【5万円】																								
年金月額【5千円】																								
年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。																								
50歳 1月～59歳11月	17,940	20,930	16,110	20,120	8,970	10,465	8,055	10,060	6,370	4,405	6,865	5,135	4,885	3,380	1,750									

● 60歳以上(国民年金任意加入被保険者)の方が加入される場合

(単位：円)

給付の型 加入時年齢	1口目								2口目以降							
	終身年金				終身年金				確定年金							
	特定基本A型		特定基本B型		特定A型		特定B型		特定I型							
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男女共通					
年金月額【5千円】(*)																
60歳 0月～64歳11月	20,300	23,570	18,740	22,890	10,150	11,785	9,370	11,445	7,130							

(*)60歳 0月に加入了した場合の年金額。以後、加入時年齢(月単位)で年金額は異なります。

加入月加算額表(誕生日後に加入された場合の1月当たりの年金加算額)

(単位：円)

加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額	
	1口目の年金	2口目以降の年金		1口目の年金	2口目以降の年金		1口目の年金	2口目以降の年金
20歳 1月～21歳 0月	676	338	30歳 1月～31歳 0月	848	424	40歳 1月～41歳 0月	906	302
21歳 1月～22歳 0月	688	344	31歳 1月～32歳 0月	872	436	41歳 1月～42歳 0月	951	317
22歳 1月～23歳 0月	704	352	32歳 1月～33歳 0月	900	450	42歳 1月～43歳 0月	999	333
23歳 1月～24歳 0月	720	360	33歳 1月～34歳 0月	928	464	43歳 1月～44歳 0月	1,056	352
24歳 1月～25歳 0月	736	368	34歳 1月～35歳 0月	960	480	44歳 1月～45歳 0月	1,116	372
25歳 1月～26歳 0月	752	376	35歳 1月～36歳 0月	744	248	45歳 1月～46歳 0月	792	396
26歳 1月～27歳 0月	768	384	36歳 1月～37歳 0月	771	257	46歳 1月～47歳 0月	848	424
27歳 1月～28歳 0月	788	394	37歳 1月～38歳 0月	801	267	47歳 1月～48歳 0月	910	455
28歳 1月～29歳 0月	808	404	38歳 1月～39歳 0月	834	278	48歳 1月～49歳 0月	986	493
29歳 1月～30歳 0月	828	414	39歳 1月～40歳 0月	867	289	49歳 1月～50歳 0月	1,076	538

(*)誕生日後、次年齢までの月数の乗じた額が、年金額に加算されます。ただし、50歳以上で加入了された場合には加算されません。

口数の選び方について

まず1口目の終身年金(A型、B型)のいずれかを選択します。60歳以上の方は、終身年金(特定基本A型、特定基本B型)のいずれかを選択してください。さらに、2口目以降は自由に選択できます。

※1口目を含めた終身年金の年金額の合計が、全体の年金額の半分以上になるよう選択してください。

終身年金(A型、B型) ≥ 確定年金(I型、II型、III型、IV型、V型)

終身年金(特定A型、特定B型) ≥ 確定年金(特定I型)

※掛け金の上限は月額68,000円です。(個人型確定拠出年金にも加入している場合、合わせて68,000円です)

第3章 保険

各種保険について

区分	名称	保障内容	加入資格	幹事会社	備考
生命保険	県グループ保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病による死亡(高度障害)200万円～4,000万円(配偶者200万円～600万円、子ども200万円) ● 不慮の事故による死亡400万円～4,500万円(配偶者400万円～1,100万円、子ども400万円) ● 不慮の事故による障害20万円～500万円(配偶者も同、子ども20万円～200万円) ● 不慮の事故による入院(1日につき)3,000円～7,500円(配偶者も同、子ども3,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人:本会員で24歳6か月～60歳6か月(更新は75歳6か月以下) ● 配偶者:本会員の配偶者で16歳～60歳6か月(更新は75歳6か月以下) ● 子ども:本会員の扶養するこどもで2歳6か月～22歳6か月 ※ 加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は全員加入 	日本生命	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金有(剩余金が発生した場合)
	東北歯連共済会グループ保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡(高度障害)保障500万円～4,000万円(子ども300万円、400万円) ● 医療保障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院:10,000円(一日あたり) ・ 死亡:10万円 ・ 手術:10万円～40万円 ・ 特定疾病診断:50万円 ※ ガン、急性心筋梗塞、脳卒中 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人(本会員、配偶者、従業員):東北地区歯科医師会連合会共済会会員で14歳6か月～70歳6か月 ※ 更新は80歳6か月まで ● 子ども:上記「本人」が扶養し同一戸籍のこどもで2歳6か月～22歳6か月 ※ 加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は全員加入 	メットライフアリコ	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金有(剩余金が発生した場合) ● 入院:免責日数なし
	東北歯連ファミリー共済保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡(高度障害)200万円～4,000万円(配偶者200万円～1,000万円、子ども200万円～400万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人:東北地区歯科医師会連合会所属で60歳6か月まで ※ 更新は80歳6か月まで ● 配偶者:上記「本人」の配偶者で16歳6か月～60歳6か月 ● 子ども:上記「本人」の扶養するこどもで2歳6か月～22歳6か月 ※ 加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は全員加入 	NKSJひまわり生命	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金有(剩余金が発生した場合)
所得補償保	所得補償保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 病気やケガにより就業不能となった場合に所得を補償 ※ 実際の所得に応じた額を設定 ● 所得補償保険(1・2年間)月額10万円～300万円 ● 傷害特約(ケガによる死亡)500万円～1億円 ※ 後遺障害は特約保険金額の4%～100% ● 葬祭費用 実費(100万円まで) ● 団体長期障害所得補償保険(5、10年間) 月額10万円～100万円 ※ 上記保険金額は会員本人のもの(家族、従業員は別) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員、家族、従業員 ● 加入年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得補償保険:25歳～69歳 ※ 更新は89歳以下 ・ 団体長期障害所得補償保険 (5年)25歳～64歳 (10年)25歳～60歳 ※ 更新は69歳以下 	損保ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 無事故戻し返戻金有(保険金支払いがなかった場合、保険料の20%をお戻し)
	団体傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ☆ ケガに対する補償 ● 死亡(後遺障害):2,000万円～1.5億円 ● 入院:8,000円～45,000円(一日あたり) ● 通院:4,000円～22,500円(一日あたり) ● 手術:種類に応じ入院時の5～40倍 ● 介護:240万円～400万円(年額) ● 被害事故補償:5,000万円～1億円 ※ 上記保険金額は会員本人のもの(家族、従業員は別) ● 刺し事故等による感染症危険補償特約30～1,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員、家族、従業員 ● 年齢制限なし 	損保ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 入院、通院:免責日数なし
	団体疾病医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 病気に対する補償 ● 入院保険金日額:10,000円、15,000円(1日目から) ● 通院保険金日額:7,000円、10,000円(4日超入院後) ● 手術保険金:手術の種類に応じ入院保険金 日額の5～40倍 ● 入院一時金:30万、50万円(180日を超える入院時) ● 退院一時金:10万円(20日を超える入院後) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員、家族、従業員 ● 加入年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規:69歳まで ・ 更新:79歳まで 	損保ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 入院:免責日数なし
損害保険	団体がん保険	<ul style="list-style-type: none"> ☆ がんに対する補償 ● がん診断保険金:100万円、200万円 ● がん入院保険金日額:10,000円、20,000円(1日目から) ● がん通院保険金日額:5,000円、10,000円(4日超入院の場合で入院前60日間) ● がん手術保険金:手術の種類に応じ入院保険金日額の5～40倍 ● がん退院一時金:10万円、20万円(20日を超える入院後) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員、家族、従業員 ● 加入年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規:69歳まで ・ 更新:79歳まで 	損保ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 入院:免責日数なし
	積立傷害保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ ケガに対する補償(普通傷害、交通傷害) ● 死亡保険金 ● 後遺障害保険金 ● 入院保険金 ● 手術保険金 ● 通院保険金 <p>} 満期返戻金の金額に応じて設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員、家族、親族 ● 加入年齢:90歳まで 	損保ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期返戻金有
歯科医師賠償責任保		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療上の過失により損害賠償請求を提起された場合の補償 ● 医療上の事故:対人1事故につき最高1億円 ● 建物・設備の使用管理上の事故:対人1事故につき最高10億円 ● 人格権侵害による事故の補償、患者への傷害見舞費用有 ● 追加条項:勤務医包括、移転や廃業時の損害賠償請求期間延長、刑事弁護士費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員、その医療施設に勤務する歯科医師 ● 年齢制限なし 	損保ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引20%適用
		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療上の過失により損害賠償請求を提起された場合の補償 ● 医療上の事故:対人1事故につき最高1億円 ● 建物・設備の使用管理上の事故:対人1事故につき最高10億円 ● 人格権侵害による事故の補償有 ● 追加条項:勤務医包括、移転や廃業時の損害賠償請求期間延長 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員、その医療施設に勤務する歯科医師 ● 年齢制限なし 	東京海上日動	
積立金	従業員退職金	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 従業員の退職金を計画的に積立てる ● 対付金額は払込口数、払込期間による ● 1口1,000円、5口～20口 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会員の医療施設に所属する従業員 ● 掛け金払込期間満了日(満60歳に達する日)までの期間が5年以上 	日本生命	

福島県歯科医師会グループ保険

交通事故や不慮の災害や病気による万一の場合を保障

手頃な保険料で高額の補償

■加入資格

- 本人 健康で正常に勤務している満24歳6カ月超～満60歳6カ月以下の方。
(61歳～75歳は60歳以下で加入した場合の同額継続者が対象)
- 配偶者 健康で正常に生活している満60歳6カ月以下の方。
- こども ご本人が扶養するご子息、健康で正常に生活している満2歳6カ月超～満22歳6カ月以下の方。
(上記加入資格のあるご子息については全員加入していただきます。)

■加入

毎年12月1日から翌年11月30日までの1年間（以後は自動継続）

■制度の特色

手頃な保険料で 高額の補償	保険料は生命保険 控除の対象	剩余金が生じた場合 には配当金	医師の審査は不要	毎年保険金額を 見直せます。
------------------	-------------------	--------------------	----------	-------------------

■保険金・給付金の支払い対象

死 亡 保 険 金	死亡した場合
高度障がい保険金	傷害または疾病により高度障がい状態となった場合
災 害 保 険 金	①不慮の事故（傷害）により180日以内に死亡した場合 ②特定感染症を原因として、保険期間中に死亡した場合
障がい給付金 入院給付金	不慮の事故により、180日以内に身体障がいに該当、または入院をした場合 (ただし、入院給付金については、同一の不慮の事故について、通算120日を限度)

■保険金・給付金の支払いができない場合

- 告知義務違反
- 保険料の不払いによる契約失効

- 詐欺行為、または保険金・給付金の不法取得目的の行為による契約失効

死 亡 保 険 金	●加入以降、1年以内に自殺の場合
高度障がい保険金	●契約者、被保険者、受取人の故意によって引き起こされた場合
災 害 保 険 金	●受取人の故意、重大な過失によって引き起こされた場合（災害保険金）
障がい給付金 入院給付金	●契約者、被保険者の故意によって引き起こされた場合 ●被保険者の犯罪行為、精神障がいまたは泥酔状態を原因とする事故、無免許運転中に生じた事故、酒気帯び運転を原因とする事故 ●地震、噴火、津波等の自然災害による場合

【配偶者・こどもについて】

- 配偶者・こどもだけの加入はできません。また、配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下で配偶者は600万円限度、こどもは一律200万円が限度です。
- 本人が死亡または高度障がい状態になったときは保険金をお支払いし、配偶者・こどもは同時脱退となります。

【備考】

- 新規加入・増額は12月の他に年3回（3・6・9月）行っております。ただし、脱退・減額に関しては12月のみの受付となります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社（50%）（事務幹事会社）
明治安田生命保険相互会社（25%）
メットライフアリコ生命保険株式会社（25%）

《保障額と保険料》

対象	コース	疾病による死亡（高度障がい）についての保障額	不慮の事故による死亡・障がい・入院についての保障額			性別	月払保険料（概算）				
			死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	死亡保険金額 + 災害保険金額	障がい給付金額 障がい等級 1級～6級 ※1		入院給付金額 (5日以上入院のとき) 1日につき ※2	保険年齢			
		S53. 6. 2生～ H9. 12. 1生						満16歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳
本人	A	4,000 万円	4,500 万円	500 万円～ 50 万円	7,500 円	男性	6,770 円	8,250 円	10,370 円	14,130 円	
	B	3,000 万円	3,500 万円			女性	5,015 円	6,815 円	7,895 円	9,975 円	
	C	2,000 万円	2,500 万円			男性	5,270 円	6,380 円	7,970 円	10,790 円	
	D	1,600 万円	2,100 万円			女性	3,935 円	5,285 円	6,095 円	7,655 円	
	E	1,200 万円	1,700 万円			男性	3,770 円	4,510 円	5,570 円	7,450 円	
	F	1,000 万円	1,500 万円			女性	2,855 円	3,755 円	4,295 円	5,335 円	
	G	800 万円	1,300 万円			男性	3,170 円	3,762 円	4,610 円	6,114 円	
	H	600 万円	1,100 万円			女性	2,423 円	3,143 円	3,575 円	4,407 円	
	I	400 万円	800 万円	400 万円～ 40 万円	6,000 円	男性	2,570 円	3,014 円	3,650 円	4,778 円	
	J	300 万円	600 万円			女性	1,991 円	2,531 円	2,855 円	3,479 円	
	K	200 万円	400 万円	300 万円～ 30 万円	4,500 円	男性	2,270 円	2,640 円	3,170 円	4,110 円	
	L	200 万円	400 万円			女性	1,775 円	2,225 円	2,495 円	3,015 円	
こども				200 万円～ 20 万円	3,000 円	男性	1,970 円	2,266 円	2,690 円	3,442 円	
						女性	1,559 円	1,919 円	2,135 円	2,551 円	
						男性	1,670 円	1,892 円	2,210 円	2,774 円	
						女性	1,343 円	1,613 円	1,775 円	2,087 円	
								保険年齢 3歳～22歳 (H3. 6. 2生～H23. 6. 1生)	月払保険料 (確定)	460 円	

対象	コース	月払保険料（概算）								
		保険年齢								
		51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
本人	A	20,010 円	27,970 円	39,850 円	64,210 円	85,330 円	93,570 円	102,650 円	112,930 円	124,770 円
		12,815 円	15,175 円	19,975 円	29,375 円	37,895 円	41,815 円	46,295 円	51,495 円	57,495 円
	B	15,200 円	21,170 円	30,080 円	48,350 円	64,190 円	70,370 円	77,180 円	84,890 円	93,770 円
		9,785 円	11,555 円	15,155 円	22,205 円	28,595 円	31,535 円	34,895 円	38,795 円	43,295 円
	C	10,390 円	14,370 円	20,310 円	32,490 円	43,050 円	47,170 円	51,710 円	56,850 円	62,770 円
		6,755 円	7,935 円	10,335 円	15,035 円	19,295 円	21,255 円	23,495 円	26,095 円	29,095 円
	D	8,466 円	11,650 円	16,402 円	26,146 円	34,594 円	37,890 円	41,522 円	45,634 円	50,370 円
		5,543 円	6,487 円	8,407 円	12,167 円	15,575 円	17,143 円	18,935 円	21,015 円	23,415 円
	E	6,542 円	8,930 円	12,494 円	19,802 円	26,138 円	28,610 円	31,334 円	34,418 円	37,970 円
		4,331 円	5,039 円	6,479 円	9,299 円	11,855 円	13,031 円	14,375 円	15,935 円	17,735 円
	F	5,580 円	7,570 円	10,540 円	16,630 円	21,910 円	23,970 円	26,240 円	28,810 冖	31,770 冖
		3,725 円	4,315 円	5,515 円	7,865 冮	9,995 冮	10,975 冮	12,095 冮	13,395 冮	14,895 冮
	G	4,618 冮	6,210 冮	8,586 冮	13,458 冮	17,682 冮	19,330 冮	21,146 冮	23,202 冮	25,570 冮
		3,119 冮	3,591 冮	4,551 冮	6,431 冮	8,135 冮	8,919 冮	9,815 冮	10,855 冮	12,055 冮
配偶者	H	3,656 冮	4,850 冮	6,632 冮	10,286 冮	13,454 冮	14,690 冮	16,052 冮	17,594 冮	19,370 冮
		2,513 冮	2,867 冮	3,587 冮	4,997 冮	6,275 冮	6,863 冮	7,535 冮	8,315 冮	9,215 冮
	I	2,540 冮	3,336 冮	4,524 冮	6,960 冮	9,072 冮	9,896 冮	10,804 冮	11,832 冮	13,016 冮
		1,768 冮	2,004 冮	2,484 冮	3,424 冮	4,276 冮	4,668 冮	5,116 冮	5,636 冮	6,236 冮
	J	1,905 冮	2,502 冮	3,393 冮	5,220 冮	6,804 冮	7,422 冮	8,103 冮	8,874 冮	9,762 冮
		1,326 冮	1,503 冮	1,863 冮	2,568 冮	3,207 冮	3,501 冮	3,837 冮	4,227 冮	4,677 冮
	K	1,270 冮	1,668 冮	2,262 冮	3,480 冮	4,536 冮	4,948 冮	5,402 冮	5,916 冮	6,508 冮
		884 冮	1,002 冮	1,242 冮	1,712 冮	2,138 冮	2,334 冮	2,558 冮	2,818 冮	3,118 冮

※ 1 障がい給付金の額は、障がいの程度（障がい等級）に応じて定まります。

不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。

※ 2 ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日（入院日数）を限度とします。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヶ月以下は切捨て、6ヶ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

（例：19歳7ヶ月の方の保険年齢は20歳となります。）

●保険料は毎月所定の口座から振替えます。（振替日：毎月27日）

●《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は平成25年12月1日）から適用します。

追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。

保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、事務局までご照会ください。

保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

●《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。

●記載の保険料は、確定保険料を含め、平成25年7月26日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●本人の加入最低年齢は、年齢24歳6ヶ月超です。

東北歯連ファミリー共済保険

東北歯連共済会グループ保険

		東北歯連ファミリー共済保険	東北歯連共済会グループ保険
加入資格	会員	60歳6ヵ月まで	70歳6ヵ月まで
	配偶者	16歳6ヵ月～60歳6ヵ月	14歳6ヵ月～70歳6ヵ月
	こども	2歳6ヵ月～22歳6ヵ月	2歳6ヵ月～22歳6ヵ月
	従業員	加入資格なし	14歳6ヵ月～70歳6ヵ月
保険期間		毎年4月1日～翌年3月31日（1年間）	
中途加入		両方とも可能	
自動更新		一旦加入されると、更新時にたとえ病気であってもそのまま継続されます。	
保障プラン (会員)		繼続された場合、 70歳6ヵ月までの方 4,000万円 65歳6ヵ月～75歳6ヵ月までの方 1,000万円 75歳6ヵ月～80歳6ヵ月までの方 500万円 が限度となります。	
医療保障		なし	入院給付金（1入院3,000円～15,000円）等の特約あり（P.14参照）
配当金		毎年収支計算を行ない、余剰金があれば、配当金が還元されます。	
保険料の払込		歯科医師会会費口座から引落	

引受保険会社

東北歯連ファミリー共済保険

- ・NKSJひまわり生命保険株式会社 …… 引受割合 60%
- ・日本生命保険相互会社 ……………… 引受割合 40%

引受保険会社

東北歯連共済会グループ保険

- メットライフアリコ生命保険株式会社 〈事務幹事〉 引受割合 60%
- ジブラルタ生命保険株式会社 〈副幹事〉 引受割合 40%
- *上記引受割合は死亡保障プランのものです。
- *新・医療保障プランは100%メットライフアリコ生命保険株式会社の引受となります。

東北歯連ファミリー共済保険

《保障内容と保険料（月払）》

(保険料単位：円)

		本 人							配偶者			こども		
コース		Gコース	Fコース	Eコース	Dコース	Cコース	Bコース	Aコース	Jコース	Iコース	Hコース	Mコース	Lコース	Kコース
保 険 金 額		200万円	500万円	1000万円	1500万円	2000万円	3000万円	4000万円	200万円	500万円	1000万円	200万円	300万円	400万円
15～35歳	男	216	540	1,080	1,620	2,160	3,240	4,320	216	540	1,080	160	240	320
	女	132	330	660	990	1,320	1,980	2,640	132	330	660	●	子どもの保険年齢は3～22歳が対象となります。	
36～40歳	男	290	725	1,450	2,175	2,900	4,350	5,800	290	725	1,450			
	女	222	555	1,110	1,665	2,220	3,330	4,440	222	555	1,110			
41～45歳	男	396	990	1,980	2,970	3,960	5,940	7,920	396	990	1,980			
	女	276	690	1,380	2,070	2,760	4,140	5,520	276	690	1,380			
46～50歳	男	584	1,460	2,920	4,380	5,840	8,760	11,680	584	1,460	2,920			
	女	380	950	1,900	2,850	3,800	5,700	7,600	380	950	1,900			
51～55歳	男	878	2,195	4,390	6,585	8,780	13,170	17,560	878	2,195	4,390			
	女	522	1,305	2,610	3,915	5,220	7,830	10,440	522	1,305	2,610			
56～60歳	男	1,276	3,190	6,380	9,570	12,760	19,140	25,520	1,276	3,190	6,380			
	女	640	1,600	3,200	4,800	6,400	9,600	12,800	640	1,600	3,200			

<これ以降継続加入者のみ>

継 続 加 入 者 の み	61～65歳	男	1,870	4,675	9,350	14,025	18,700	28,050	37,400	1,870	4,675	9,350			
	66～70歳	男	3,088	7,720	15,440	23,160	30,880	46,320	61,760	3,088	7,720	15,440			
		女	1,350	3,375	6,750	10,125	13,500	20,250	27,000	1,350	3,375	6,750			
	71歳	男	4,144	10,360	20,720	■保険料について ●保険料は保険年齢により異なります。 ●保険年齢は更新日（平成26年4月1日） 時点の年齢で計算し、6カ月以下は切り捨て、6ヶ月を超える場合は1歳増しになります。							4,144	10,360	20,720
		女	1,776	4,440	8,880	●保険料は総保険金額が100億円以上500億円未満の場合のものです。また上記は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し、概算保険料と異なる場合は初回にさかのぼり、精算いたします。							1,776	4,440	8,880
	72歳	男	4,556	11,390	22,780	●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							4,556	11,390	22,780
		女	1,972	4,930	9,860	●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							1,972	4,930	9,860
	73歳	男	5,010	12,525	25,050	●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							5,010	12,525	25,050
		女	2,196	5,490	10,980	●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							2,196	5,490	10,980
	74歳	男	5,524	13,810	27,620	●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							5,524	13,810	27,620
		女	2,456	6,140	12,280	●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							2,456	6,140	12,280
	75歳	男	6,116	15,290	30,580	●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							6,116	15,290	30,580
		女	2,756	6,890	13,780	●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							2,756	6,890	13,780
	76歳	男	6,794	16,985		●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							6,794	16,985	
		女	3,098	7,745		●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							3,098	7,745	
	77歳	男	7,554	18,885		●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							7,554	18,885	
		女	3,494	8,735		●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							3,494	8,735	
	78歳	男	8,384	20,960		●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							8,384	20,960	
		女	3,950	9,875		●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							3,950	9,875	
	79歳	男	9,340	23,350		●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							9,340	23,350	
		女	4,472	11,180		●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							4,472	11,180	
	80歳	男	10,418	26,045		●保険料は死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。							10,418	26,045	
		女	5,074	12,685		●高齢障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。							5,074	12,685	

東北歯連共済会グループ保険

死亡保障プラン

■保障内容

保険金の種類	このようなときにお支払いします！	下記の金額をお支払いします！
死 亡 保 險 金	保険期間中に死亡した場合	本 人：500～4,000万円 こども：300・400万円
高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病によって 保険期間中に高度障害状態になった場合	死亡保険金額と同額

- 死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。
- 高度障害状態とは【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。
- 保障はいずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限ります。

■加入可能年齢

死 亡 ま た は 高 度 障 害 状 態 の 場 合 (死亡保険金・高度障害保険金)	本 人						こども	
	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	300 万円	400 万円
加入可能年齢 71歳から80歳の方は 更新のみの お取扱いとなります。	15歳～70歳 新規加入・継続加入	71歳～75歳 継続のみ	76歳～80歳 継続のみ					3歳～22歳のお子様

■加入プランと月額保険料

* 2014年度より66歳～70歳の会員の方も4,000万円まで新規加入ができるようになりました。
また、70歳まで4,000万円を上限に継続、増額ができるようになりました。

●新規加入・継続加入

性別	保険金 年 齢	本 人					
		500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円
男 性	15歳～35歳	540円	1,080円	1,620円	2,160円	3,240円	4,320円
	36歳～40歳	725円	1,450円	2,175円	2,900円	4,350円	5,800円
	41歳～45歳	990円	1,980円	2,970円	3,960円	5,940円	7,920円
	46歳～50歳	1,460円	2,920円	4,380円	5,840円	8,760円	11,680円
	51歳～55歳	2,195円	4,390円	6,585円	8,780円	13,170円	17,560円
	56歳～60歳	3,190円	6,380円	9,570円	12,760円	19,140円	25,520円
	61歳～65歳	4,675円	9,350円	14,025円	18,700円	28,050円	37,400円
	66歳～70歳	7,720円	15,440円	23,160円	30,880円	46,320円	61,760円
女 性	15歳～35歳	330円	660円	990円	1,320円	1,980円	2,640円
	36歳～40歳	555円	1,110円	1,665円	2,220円	3,330円	4,440円
	41歳～45歳	690円	1,380円	2,070円	2,760円	4,140円	5,520円
	46歳～50歳	950円	1,900円	2,850円	3,800円	5,700円	7,600円
	51歳～55歳	1,305円	2,610円	3,915円	5,220円	7,830円	10,440円
	56歳～60歳	1,600円	3,200円	4,800円	6,400円	9,600円	12,800円
	61歳～65歳	2,200円	4,400円	6,600円	8,800円	13,200円	17,600円
	66歳～70歳	3,375円	6,750円	10,125円	13,500円	20,250円	27,000円

性別	保険金 年 齢	こども	
		死 亡 保 険 金額・高 度 障 害 保 険 金額	500万円 1,000万円
男 性	300 万円	300 万円	400 万円
	3 歳	3 歳	3 歳
	22 歳	22 歳	22 歳
	1 人 に つ き	1 人 に つ き	1 人 に つ き
	240円	240円	320円
	71歳	4,440円	8,880円
	72歳	4,930円	9,860円
	73歳	5,490円	10,980円
女 性	74歳	6,140円	12,280円
	75歳	6,890円	13,780円
	76歳	7,745円	
	77歳	8,735円	
	78歳	9,875円	
	79歳	11,180円	
	80歳	12,685円	

保険料について

- 月額保険料は、年齢・性別により異なります。
- 年齢は2014年4月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、2014年4月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月を超えるものは切り上げて1歳を加えます。(例) 50歳：49歳6カ月超～50歳6カ月以下
- 子どもの保険料は1人当たりの正規保険料です。
- 上記月額保険料は、総保険金額100億円以上500億円未満の場合の概算です。正規の保険料については募集終了後に算出し、初回より適用します。

医療保障プラン

注意! 医療保障プランに加入するためには、死亡保障プランに加入されることが必要です。

■保障内容 (入院給付金日額10,000円の場合)

保険金・給付金の種類		このようなときにお支払いします。	下記の金額をお支払いします！
基本 プラン	入院 給付金	疾病入院給付金 病気で入院した場合	10,000円×入院日数 1入院のお支払い限度は120日です。 10,000円×入院日数 1入院のお支払い限度は120日です。 10万円
		災害入院給付金 ケガで入院した場合	10,000円×入院日数 1入院のお支払い限度は120日です。 10万円
	死亡保険金	死亡した場合	10,000円の10・20・40倍 (手術の種類に応じて)
	手術給付金	所定の手術を受けた場合	



オプション ※こどもプランは対象外です。	悪性新生物 診断給付金	ガン(上皮内ガン・悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く)の場合 (加入日※前後を通じて初めてガンと診断確定された場合) ご加入日以後91日目から保障開始	50万円
	急性心筋梗塞 診断給付金	急性心筋梗塞の場合 60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合	50万円
	脳卒中診断給付金	脳卒中の場合 60日以上言語障害などの後遺症が継続したと診断された場合	50万円

◆悪性新生物診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金のお支払いは、特定疾病給付特約の保険期間（更新前後を通算します。）を通じて、それぞれ1回となります。

◆お支払いに関する詳細については「保険金・給付金のお支払いについて」をご覧ください。

※加入日とは特定疾病給付特約に加入された最初の責任開始日をいいます。

■加入プランと月額保険料

1 入院に対する支払い限度 120日型

保険料について 保険料は年齢により異なります。(男女同一です。) 下記保険料は本人の被保険者数が500名以上699名以下の場合の概算です。正規の保険料については募集終了後に算出し、初回より適用します。年齢は2013年4月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、2013年4月1日時点における満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヶ月以下のときはこれを切り捨て、6ヶ月超のときはこれを切り上げて1歳を加えます。
(例)50歳:49歳 6ヶ月超～50歳 6ヶ月以下

ご本人				こども	オプション
入院給付金日額	5,000円	10,000円	15,000円	3,000円	特定疾病診断 給付金額*
死亡保険金額	10万円	10万円	10万円	10万円	50万円
手術給付金額	入院給付金日額の10・20・40倍 (手術の種類に応じて)				月額保険料
年齢	月額保険料				
15歳～19歳	546円	1,061円	1,576円		
20歳～24歳	735円	1,440円	2,145円		
25歳～29歳	850円	1,670円	2,490円		
30歳～34歳	940円	1,850円	2,760円		
35歳～39歳	1,017円	2,002円	2,987円		
40歳～44歳	1,233円	2,428円	3,623円		
45歳～49歳	1,462円	2,877円	4,292円		
50歳～54歳	1,857円	3,652円	5,447円		
55歳～59歳	2,433円	4,773円	7,113円		
60歳～64歳	3,219円	6,294円	9,369円		
65歳～69歳	4,284円	8,344円	12,404円		
70歳	5,936円	11,501円	17,066円		
継続のみ	71歳～74歳	5,936円	11,501円	17,066円	*オプションにはこどもはご加入いただけません。
	75歳～79歳	8,237円	15,842円	23,447円	*オプションのみの加入はできません。基本プランとセットでお申込みください。
	80歳	11,634円	22,174円	32,714円	

※オプションにはこどもはご加入いただけません。
※オプションのみの加入はできません。基本プランとセットでお申込みください。

ご注意

【死亡保障プラン】

次の場合には免責となり、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。なお、増額された場合はその増額部分についても適用されます。

- (1)被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
 - (2)保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（高度障害状態にさせたとき）
 - (3)被保険者の故意で高度障害状態になったとき
 - (4)保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（高度障害状態にさせたとき）
 - (5)被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき（高度障害状態になったとき）
- ※「こども特約」については、上記(2)は除きます。
- ※上記の他、告知義務違反による解除、その他の解除、詐欺および不法取得目的による無効、失効などの場合にも保険金はお支払いできません。

【対象となる高度障害状態】

- (1)両眼の視力を永久に失ったもの
- (2)言語またはそしゃくの機能を永久に失ったもの
- (3)中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護をするもの
- (4)胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護をするもの
- (5)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を永久に失ったもの
- (6)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を永久に失ったもの
- (7)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を永久に失ったもの
- (8)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【新・医療保障プラン】給付金のお支払いについて

給付種類	支払事由
疾病入院給付金	責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として入院を開始したとき
災害入院給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中（ただし不慮の事故から180日以内）に治療を目的として入院を開始したとき
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき
手術給付金	責任開始日以後に発病した疾患または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、治療を目的に保険期間中に所定の手術をしたとき
悪性新生物診断給付金	責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日以後、保険期間中に初めて（加入前後を通じて初めてとします。）上皮内ガン・皮膚ガン（悪性黒色腫を除く）以外の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞診断給付金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中診断給付金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

- * 入院・手術は、医療法に定める日本国内にある病院・診療所またはそれと同等と認められる日本国外の医療施設における入院または手術に限ります。
- * 疾病入院給付金と災害入院給付金の1入院に対するお支払いの限度はそれぞれ120日分で、通算してそれぞれ1,000日分が限度となります。（お支払いの限度は更新前後を通算します。なお、支払事由に該当する入院を2回以上し、その原因が同一であるとき、通院日の翌日（災害入院の場合は「事故の日」からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は、1入院とみなします。）
- * 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いいたしません。
- * 悪性新生物診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金のお支払いは、特定疾病給付特約の保険期間（更新前後を通算します。）を通じて、それぞれ1回となります。
- * 「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。
- * 脳卒中とは脳血管疾患のうち、も膜下出血・脳内出血・脳梗塞を指します。
- * 同時に2種類以上の手術を受けられた場合、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。対象となる所定の手術については、「ご加入のみなさまへ」をご参照ください。
- * 次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。なお、増額された場合はその増額部分についても適用されます。
 - (1)告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき
 - (2)団体（契約者）から当会社に保険料のお払込みが行われずご契約が失効したとき
 - (3)次のいずれかにより、支払事由に該当したとき（特定疾病診断給付金を除きます）
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失
 - ・その被保険者の犯罪行為
 - ・その被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者の薬物依存（災害入院給付金を除きます。）
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

所得補償保険

病気やケガで働けなくなったときの所得を補償

- 加入資格 本会会員、家族（専従者）、従業員で満69歳までの方（継続加入は89歳まで）
- 加入・変更 随時受付（更新は毎年12月1日）
- 保険期間 1年間（毎年12月1日～翌年12月1日、以後は自動継続）
- 補償期間 1年間・2年間（家族・従業員は1年間）
- 保険料 ●加入年齢により1口当たりの保険料が異なります。
●加入口数は本業の所得を限度とし1人30口まで、家族・従業員は10口まで
※傷害特約及び長期障害所得補償保険は、所得補償保険とのセットとなりますので、同一口数での加入となります。
- 無事故戻し 1年間無事故の場合、無事故返戻金として年間払込保険料の20%をお返します。
※中途脱退された場合には無事故返戻金はありません。

■補償の図式

	1年及び2年の療養補償	左記を超える期間の長期補償	死亡・後遺障害	死亡時の葬祭費用
病 気	所得補償保険	団体長期障害所得補償保険※	—	葬祭費用特約
ケ ガ			傷害特約	

■団体長期障害所得補償保険 ※

- 所得補償保険が対象とする補償期間（1年または2年）を超える補償については、団体長期障害所得補償保険がその役割を果たします。
- 補償期間は、延長期間を含めて5年間または10年間となります。所得補償保険加入時に、セットで加入することができます。

補償期間1年コースの場合	(+4年) 5年長期補償	(+9年) 10年長期補償
補償期間2年コースの場合	(+3年) 5年長期補償	(+8年) 10年長期補償

■補償内容

所得補償保険	被保険者が、病気・ケガにより就業不能となった場合
団体長期障害所得補償保険	
傷害特約	●死亡保険金 被保険者が、事故の日から180日以内に死亡した場合 ●後遺障害保険金 被保険者が、事故の日から180日以内にケガにより身体の一部を失うか、またはその機能を失う等した場合
葬祭費用特約	被保険者が、病気・ケガにより死亡した場合

■保険金の支払いができない場合

所得補償保険 団体長期障害 所得補償保険	①故意 ②自殺、闘争または犯罪行為 ③麻薬、シンナー、覚醒剤等の使用 ④戦争、暴動及び核燃料物質 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥頸部症候群または腰痛 ⑦精神疾患（アルコール、薬物依存等）	自動車・ バイク等の 無資格運転 または酒酔 運転 等
傷害特約	①～⑥ 及び ⑧脳疾患、疾病、心神喪失 ⑨危険な運動を行なっている最中の事故 ⑩自動車・バイク・ボート等の競技・競争をしている間の事故 ⑪自家用飛行機等を操縦している間の事故	等
葬祭費用特約	①～④	等

■家族（専従者）・従業員

- 補償期間 1年間
- 免責 4日（入院のみ免責 0日）

1口当たりの補償金額 所得補償保険金額（月額）……5万円 (最高10口まで) 傷害特約保険金額……250万円					
年齢	月払い保険料		年齢	月払い保険料	
	歯科医療従事者	事務系従事者		歯科医療従事者	事務系従事者
15～19歳	632円	577円	40～44歳	1,317円	1,177円
20～24歳	812円	737円	45～49歳	1,522円	1,352円
25～29歳	877円	792円	50～54歳	1,722円	1,527円
30～34歳	982円	887円	55～59歳	1,812円	1,607円
35～39歳	1,132円	1,017円	60～69歳	1,867円	1,652円

※既加入者（70歳以上）

70～74歳	2,732円	2,407円	75～79歳	3,627円	3,182円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

団体傷害保険

交通事故、仕事中、家庭内、スポーツ中など…
国内外のほとんどのケガに対する補償

■加入資格 本会会員、従業員、家族、会員と同居の親族

■加入 新規加入・変更は隨時受付（更新は毎年3月1日）

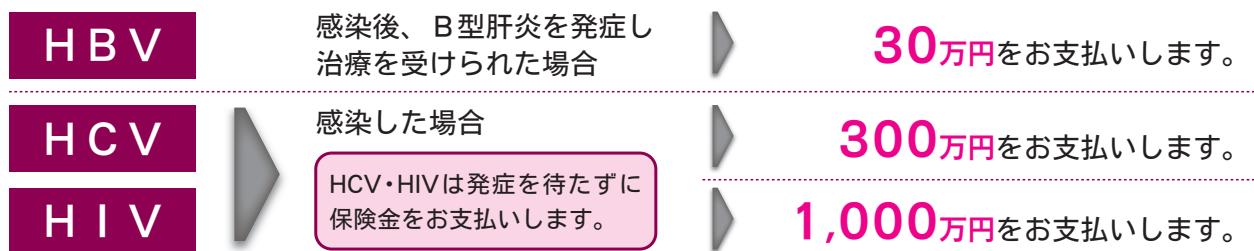
■保険期間 1年間（毎年3月1日～翌年3月1日 以降、自動継続）

■制度の特色

団体割引の適用で個人加入よりも30%割安	業務上・業務外を問わず国内外24時間事故によるケガを補償	事故請求手続き簡単！通院も1日目から補償	従業員の保険料は全額必要経費扱い
保険料は同一なので高齢者にも最適	従業員の福利厚生制度として活用可	介護保険金・被害事故補償保険金が自動付帯	地震・噴火・津波による天災も補償

針刺事故等による感染症の保障特約を用意！

この特約の保険者となる方が、医療関係の業務に従事中（実習中を含む）に生じた偶然な血液曝露事故を直接の原因として、以下の症状になった場合に保険金をお支払いします。



※お支払いする保険金はウイルスの種類ごとに初年度加入及び継続加入の保険期間を通算して1回とします。

※すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合、その後の保険金の御支払いはできません

■保険金の支払い事例

- 車にはねられケガをした…
- 料理中にヤケドをした…
- 自転車で転倒しケガをした…

- クラブ活動中にケガをした…

■保険金の支払いができない場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、正常な状態で運転できない恐れがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- 頸部症候群、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 危険な運動を行なっている間の事故
- 地震、噴火、津波（死亡・重度後遺障害は×、傷害は○）
- 加害者が親族等の場合
- 直後検査を受けなかった場合等（針刺し事故）

■補償内容

死亡保険金	事故によるケガのため事故の日から180日以内に亡くなられたとき、保険金額の全額をお支払いします。								
後遺障害保険金	事故によるケガのため事故の日から180日以内にそのケガのために後遺障害が生じたとき、後遺障害の程度に応じて保険金額の4～100%をお支払いします。								
入院保険金	事故によるケガのため入院されたとき、事故の日から1,000日以内の入院日数に対し、1日につき加入の入院保険金日額をお支払いします。								
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、その治療のために医療機関において以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、1事故につき1回の手術に限ります。なお、1事故に基づくケガに対して2以上の手術を受けたときは、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術</p> <p>重大手術以外 【入院中に受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×20倍 【外来で受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×5倍</p> <p>重大手術 入院保険金額日額×40倍 ※重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、入院保険金額日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p>								
通院保険金	事故によるケガのため通院されたとき、事故の日から1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対して通院保険金はお支払いしません。								
介護保険金	事故の日から180日以内に重度の後遺障害が生じ、要介護状態となったとき、事故の日から181日以降の要介護期間に対して、介護保険金年額をお支払いします。								
被害事故補償保険金	交通事故により死亡された場合、または重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付								
針刺し事故等による感染症危険補償特約	<p>医療関係の業務に従事中（実習中を含む）に生じた偶然な血液曝露事故により、事故の発生日から365日以内に下記のいずれかに該当したことを医師に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金額に次の支払割合を乗じた金額をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ウイルスの種類</th> <th>支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後、B型肝炎を発症し治療を受けた場合</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	ウイルスの種類	支払割合	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後、B型肝炎を発症し治療を受けた場合	3%	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%
ウイルスの種類	支払割合								
HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後、B型肝炎を発症し治療を受けた場合	3%								
HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%								
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%								

●会員

保険期間 1年、職種級別A級、団体割引30%適用、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約、重大手術保険金倍率変更特約セット

タイプ	A1	A2	A3	A4	A5	A6
死亡・後遺障害	2,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	7,000 万円	1 億円	1.5 億円
入院保険金(1日あたり)	8,000 円	14,000 円	20,000 円	24,000 円	34,000 円	45,000 円
通院保険金(1日あたり)	4,000 円	7,000 円	10,000 円	12,000 円	17,000 円	22,500 円
手術保険金	<手術(重大手術以外)の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 <重大手術の場合> 入院中・外来を問わず入院保険金日額の40倍					
介護保険金(年額)	240 万円	360 万円	400 万円	400 万円	400 万円	400 万円
被害事故補償	5,000 万円	7,000 万円	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円
月払保険料	3,480 円	5,570 円	8,580 円	11,170 円	15,780 円	22,460 円

●ご家族・従業員

保険期間 1年、職種級別A級、団体割引30%適用、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約、重大手術保険金倍率変更特約セット

タイプ	B1	B2	B3	B4	B5	
死亡・後遺障害	300 万円	500 万円	800 万円	1,000 万円	2,000 万円	
入院保険金(1日あたり)	1,200 円	2,000 円	2,600 円	3,000 円	6,000 円	
通院保険金(1日あたり)	600 円	1,000 円	1,300 円	1,500 円	3,000 円	
手術保険金	<手術(重大手術以外)の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 <重大手術の場合> 入院中・外来を問わず入院保険金日額の40倍					
介護保険金(年額)	120 万円	120 万円	120 万円	120 万円	240 万円	
被害事故補償	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	5,000 万円	
月払保険料	570 円	920 円	1,320 円	1,590 円	3,140 円	

●先生・歯科衛生士・歯科助手

保険期間 1年、職種級別A級、団体割引30%適用

針刺し事故等による感染症危険補償特約	
HBV	30 万円
HCV	300 万円
HIV	1,000 万円
月払保険料	400 円

※「針刺し事故等による感染症危険補償特約」は単独ではご加入できません。
必ず、上記プランとセットでご加入ください。

※上記は、職種級別 A 級の保険金額・保険料表です。職種級別 B 級の方は、保険料が異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

歯科医師賠償責任保険

医療上の過失、医療施設における事故による 患者・遺族への賠償責任等を補償

■加入資格 本会会員、会員の医療施設に勤務する歯科医師

■保険期間 1年間（毎年4月1日～翌年4月1日 以後、自動継続）

■保険内容 ●損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料等）

●訴訟費用

●弁護士費用

●財物賠償事故に関する修理費（時価額を限度）

●刑事弁護士費用（損害保険ジャパンのみ）

医療上の事故が起きた場合

医療上の過失によって患者に身体の障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償を請求された場合

建物・設備の使用・管理上不備に起因する事故が起きた場合

人格権侵害による事故が起きた場合

診療中に不当に身体の自由を制限・拘束されたり、精神的苦痛を受けたとして、患者から訴えられた場合を保障

傷害見舞費用担保（損害保険ジャパンのみ）

診療所内における突然的な事故により患者が身体に障害を被った場合、賠償責任の有無に関わらず開設者が負担・支出した見舞金の費用を補償

勤務医包括担保（加入者証に記載の医療機関で行なった医療行為のみ）

開設者の加入で勤務医・医療従事者の賠償事故について損害賠償を請求された場合を補償

損害賠償請求期間延長担保（要・追加保険料）

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合など、保険期間終了前に行なった医療行為に起因して、保険期間終了後、5年以内もしくは10年以内に損害賠償を請求された場合を補償

■保険金の支払いができない場合

医療上の事故が起きた場合	①海外での医療行為 ②美容目的の医療行為 ③患者の名誉棄損及び秘密漏洩を原因とする事故 ④無免許の者が行う医療行為 等
建物・設備の使用・管理上の事故が起きた場合	①医療施設の改築・修理等の工事を原因とする事故 ②他人から預かっている財物の損傷事故 等
その他	①被保険者の故意による事故 ②戦争及び天変地異 ③就業中に医療従事者及び会員の家族が受けた身体障害 ④初年度契約以前に知っていた患者の身体障害により、 本保険に加入した後に患者より損害賠償請求を受けた場合 等

《保険料表》

株式会社 損害保険ジャパン

保険期間 1年間 団体割引20%適用 一時払

被保険者		医療施設の開設者				勤務医	
加入型		A	B	C	D	E	F
医療上の事故	対人1事故につき	1億円	5,000万円	1億円	5,000万円	1億円	5,000万円
	対人1年間につき	3億円	1.5億円	3億円	1.5億円	3億円	1.5億円
建物・設備の使用管理上の事故	対人1名につき	1億円	5,000万円	1億円	5,000万円	—	—
	対人1事故につき	10億円	5億円	10億円	5億円	—	—
	対物1事故につき	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	—	—
	免責金額(自己負担額)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	—	—
人格権侵害による事故(注1)	対人1名につき	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	—	—
	対人1事故・1年間につき	1億円	200万円	1億円	200万円	—	—
	免責金額(自己負担額)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	—	—
傷害見舞費用(1名につき)	死亡・後遺障害見舞費用	50万円	50万円	—	—	—	—
	入院見舞費用保険金(注2)	2~10万円	2~10万円	—	—	—	—
	通院見舞費用保険金(注3)	1~5万円	1~5万円	—	—	—	—
1施設(1名)あたり年間保険料		7,309円	6,032円	6,482円	5,205円	5,408円	4,288円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
※A・Bコースには傷害見舞費用担保追加条項が付帯されます。

(注1) 約定損害てん補割合90%です。

(注2) 入院期間31日以上: 10万円、15日以上30日以内: 5万円、8日以上14日以内: 3万円、7日以内: 2万円。

(注3) 通院日数31日以上: 5万円、15日以上30日以内: 3万円、8日以上14日以内: 2万円、7日以内: 1万円。

東京海上日動火災保険株式会社

加入タイプ	支払限度額								*1施設あたり年間保険料	
	医療業務に起因する事故の場合〈免責金額なし〉		医療業務以外の原因(建物・設備の所有・使用・管理上の事故等)による事故または不当行為による人格権侵害の場合(免責金額:1事故につき1千万円(対人・対物)、1回の不当行為につき1千万円(人格権侵害))							
	対人1事故につき	対人保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	人格権侵害				
開業医安心タイプS(注)(医師賠+医療施設賠+勤務医師包括+医療従事者包括)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	*13,850円	
開業医充実タイプA(医師賠+医療施設賠+勤務医師包括)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	*11,170円	
開業医プラスタイプB(注)(医師賠+医療施設賠+医療従事者包括)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	*10,700円	
開業医タイプC(医師賠+医療施設賠)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	* 8,020円	
勤務医タイプD(医師賠)	1億円	3億円	—						1名あたり 6,760円	

(注)医療従事者包括特別約款が付帯されているS・Bタイプにおいて、医療従事者としての業務に起因する事故の場合の支払限度額も、対人1事故につき1億円・保険期間中3億円(免責金額:なし)となります。

※勤務医タイプとは、診療所に勤務する歯科医師個人が自身の補償を得るために加入するタイプであり、被保険者はその歯科医師個人となります。

※勤務医師包括担保特約条項は、医療施設を特定し、その医療施設に勤務する歯科医師(開設者の使用者、開設者の業務の補助者)を無記名で包括的に被保険者とする特約条項です。

※医療従事者包括特別約款は、医療施設を特定し、その医療施設に勤務する医療従事者(歯科衛生士、歯科技工士、看護師、准看護師、薬剤師)を無記名で包括的に被保険者とする特別約款です。

団体疾病医療保険・団体がん保険

団体傷害保険では補償できない“病気”を補償

更に“がん”のみを補償するプランで安心治療を徹底補償

■加入資格 本会会員、家族、会員と同居の親族、従業員

■加入 新規加入は随時受付（更新は毎年12月1日）

■保険期間 1年間（毎年12月1日～翌年12月1日以後、自動継続）

■制度の特色

団体割引の適用で個人加入より割安
団体割引30%適用

加入手続きが簡便
簡単な告知のみで、医師の診断は不要

■補償内容

団体疾病医療保険（がん補償を含む）	
入院したとき	●入院1日目から 1回の入院につき180日を限度として補償 ●継続して180日を超えての長期入院時には、疾病入院一時金を支給 (入院保険金は、初年度加入及び継続加入の保険期間を通算して1,000日分まで)
退院後に通院したとき	4日を超える入院による退院後、通院されたときに90日を限度として補償
手術を受けたとき	●入院で受けた手術：入院保険金日額の 20倍 ●外来で受けた手術：入院保険金日額の 5倍 ●入院・外来にかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の 40倍 (一部の軽微な手術は対象外)
退院されたとき	20日を超える入院による退院後、お見舞いの御礼等の費用として 疾病退院一時金 を支給（1回の入院につき1回限り）
団体がん保険	
がんと診断確定されたとき	がんと診断確定されたときには、何度でもがん診断保険金を支給 (2年に1回限り)
がん治療の手術を受けたとき	重大手術に該当する手術は入院保険金日額の 40倍 (重大手術：悪性新生物に対する開頭・開胸・開腹手術、胸腔鏡手術、縦隔鏡手術、腹腔鏡手術等)
入院前後に通院したとき	がんによる入院が4日を超えた場合、入院前60日間・退院後180日間の間に通院されたときに、90日を限度として支給
退院されたとき	20日を超えて入院した後で退院された場合に、お見舞いの御礼等の費用として がん退院一時金 を支給（1回の入院につき1回限り）

■保険金の支払いができない場合

- 傷害・自殺・犯罪・闘争行為
- 酒酔運転・無資格運転
- 他覚症状のないむちうち症、腰痛
- 妊娠・出産
- 麻薬・大麻・覚醒剤・シンナー
- 戦争・暴動・核燃料物質によるもの
- 契約者・被保険者・受取人の故意
- 新規加入の場合、保険開始日より90日以内に確定したがん（団体がん保険）

(補償内容と保険料)

1. 団体疾病医療保険

補償内容		AAコース	B1 コース	Cコース
入院保険金	疾病入院保険金…1回の入院につき180日限度、 疾病入院通算支払限度1,000日	1日につき 15,000円	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円
通院保険金	疾病退院後通院保険金…90日限度(継続して 4日を超える入院の退院後の通院)	1日につき 10,000円	1日につき 7,000円	—
手術保険金	疾病手術保険金	〈重大手術の場合〉 入院保険金日額の 40倍 〈重大手術以外の場合〉 入院中の手術：入院保険金日額の 20倍 外来の手術：入院保険金日額の 5倍		
入院一時金	疾病入院一時金…継続して180日を超える入院	50万円	30万円	—
退院一時金	疾病退院一時金…継続して20日を超える入院 後の退院	10万円		—
年齢別 月額保険料	~24歳	1,270円	900円	600円
	25~29歳	1,580円	1,090円	890円
	30~34歳	1,970円	1,350円	1,130円
	35~39歳	2,220円	1,520円	1,220円
	40~44歳	2,440円	1,680円	1,320円
	45~49歳	3,010円	2,060円	1,680円
	50~54歳	4,000円	2,740円	2,230円
	55~59歳	6,020円	4,120円	3,290円
	60~64歳	8,260円	5,640円	4,540円
	65~69歳	12,090円	8,250円	6,760円

2. 団体がん保険

補償内容		Aコース	Bコース
がん診断保険金		200万円	100万円
がん入院保険金		1日につき 20,000円	1日につき 10,000円
がん通院保険金		1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
がん手術保険金		〈重大手術の場合〉 入院保険金日額の 40倍 〈重大手術以外の場合〉 入院中の手術：入院保険金日額の 20倍 外来の手術：入院保険金日額の 5倍	
がん退院一時金		20万円	10万円
年齢別 月額保険料	~24歳	240円	140円
	25~29歳	240円	140円
	30~34歳	480円	250円
	35~39歳	700円	370円
	40~44歳	1,010円	520円
	45~49歳	1,950円	980円
	50~54歳	3,180円	1,610円
	55~59歳	4,520円	2,270円
	60~64歳	6,270円	3,150円
	65~69歳	9,400円	4,710円

※1、2ともに、保険期間1年間、団体割引30%適用

引受保険会社 株式会社 損害保険ジャパン

積立傷害保険

「普通傷害」「交通事故傷害」の2つのプランによる
貯蓄と保証を兼ねた保険

- 加入資格 本会会員、配偶者、その他の親族（満90歳まで）
- 加入 随時受付
- 保険期間 満70歳までの方は3～10年、満71歳～90歳の方は3～5年
- 満期返戻金 配当金がプラスされ満期時に返戻（配当金は運用が予定利回りを超えた場合）
- プラン
 - 普通傷害プラン 日常生活におけるケガを補償
 - 交通事故傷害プラン 交通事故におけるケガを補償

■補償範囲

ケガの補償	
死亡・後遺障害	傷害事故の日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合
入院・手術補償	傷害事故の日から1,000日までの間に入院が生じた場合（1,000日を限度）
通院補償	傷害事故の日から1,000日までの間に通院が生じた場合（90日を限度）
その他の補償（一部）	
被害事故補償	犯罪、ひき逃げを原因とする事故にあった場合
個人賠償責任補償	他人の財物を損壊、または他人にケガを負わせた場合（家族全員が補償対象）
携行品損害補償	被保険者の所有する持ち物に関する破損、盗難があった場合

《交通事故傷害プランにおける対象事故》

- ①乗り物との接触・衝突による事故
- ②乗り物に搭乗中の事故
- ③鉄道における改札（入口・出口）の構内における事故
- ④道路の途上における建物倒壊、がけ・土砂等の崩壊、火災・破壊・爆発
- ⑤建物・乗物の火災

等を指します。

■被保険者

個人型	本人
夫婦型	本人、配偶者
家族型	本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居親族・別居の未婚の子

- 満期時に満60歳以上となる方を被保険者とする場合には、保険金額の引き受け限度額を設けさせていただく場合があります。
- 保険料は損害保険料控除の対象となります。
- 満期返戻金については、一時所得として他の所得と合算の上、課税されます。

従業員退職金共済制度

従業員の退職金の準備を計画的に

- 加入資格 本会会員の医療機関に勤務する55歳以下の従業員
- 加入・増口 毎年4回（1・4・7・10月）
- 積立終了 満60歳
- 掛け金 1口 1,000円（1人につき5口以上20口まで）
- 積立方法 会費差引口座から引き落とし
- 脱退 従業員が退職、または満60歳に達した場合
- 一時金受取 積立期間中に従業員が中途脱退した場合は「脱退一時金」、死亡した場合は「遺族一時金」を受け取れます。

■給付金試算（概算）

積立年数	5口 5,000円	10口 10,000円	20口 20,000円
1年	57,200円	114,400円	228,800円
2年	114,950円	229,900円	459,800円
3年	173,200円	346,400円	692,800円
4年	232,050円	464,100円	928,200円
5年	291,400円	582,800円	1,165,600円
10年	596,650円	1,193,300円	2,386,600円
15年	917,350円	1,834,700円	3,669,400円
20年	1,255,150円	2,510,300円	5,020,600円
25年	1,611,250円	3,222,500円	6,445,000円
30年	1,986,850円	3,973,700円	7,947,400円

- 長期のご加入を前提としているため、積立期間によっては、給付金額が払込掛け金の合計金額を下回ることがあります。
- 記載の額は確定したものではなく、今後変動します。 予定利率年利1.25%（平成25年12月1日現在）
- 積立金額には、配当金は含まれておりません。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

小規模企業共済制度

生活の安定や事業の再建を図るための事業主の退職金制度

■加入資格 常時使用する従業員が20人以下の個人事業主

■加入手続先 ●金融機関の本支店

●商工会議所

●商工会連合会・市町村商工会

●中小企業団体中央会・中小企業組合

●青色申告会

(現在、福島県歯科医師会では本共済制度の新規加入受付は行なっておりません。)

■制度の特色

全国で約120万人の経営者が加入 (国が全額出資の独立行政法人が運営)	掛金は課税対象所得から全額控除
共済金の受取り ※ 一括・分割(10年・15年)・併用の選択が可能	共済金の所得 退職所得または公的年金等の雑所得扱い
各種貸付制度も充実(担保・保証人不要) 一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付 ・福祉対応貸付・緊急経営安定貸付	

※ 分割受取りができるのは、共済金が300万円(併用の方は330万円)以上で、共済事由が生じた時点で満60歳以上の方です。受取時期は2月、5月、8月、11月の年4回です。

■掛 金 月額 1,000円~70,000円(500円単位)

(増額・減額ができますが、減額には一定の要件が必要です。)

■共済金等の受取り(個人事業主)

A共済事由	●個人事業の廃止(配偶者・子に事業を全部譲渡した場合を除く) ●個人事業主の死亡
B共済事由	老齢給付(65歳以上で、180ヶ月以上掛金を納付した方は請求することで受給権獲得)
準共済事由	●個人事業主が配偶者または子に事業を全部譲渡 ●法人成りし、その会社の役員に就任しなかった場合 ●法人成りし、その会社の役員に就任した場合(役員たる小規模企業者となったときを除く)
解約事由	●任意解約 ●機構による共済契約の解除 ●法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった場合

掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、 <u>240ヶ月(20年)</u> 未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

共済金の分割受取り額

分割受取り例	共済金の一括受取り額	10年分割（40回）		15年分割（60回）	
		3か月ごとに	受取総額	3か月ごとに	受取総額
○ 掛金月額3万円	3,000,000円	78,900円	3,156,000円	54,000円	3,240,000円
○ 掛金納付年数15年	6,033,000円	158,668円	6,346,720円	108,594円	6,515,640円
○ 共済金A（上表参照）	10,000,000円	263,000円	10,520,000円	180,000円	10,800,000円
○ 一括受取り額 6,033,000円 (=2,011,000円の3倍)	税法上の取扱い		公的年金等の雑所得扱い		

※ 共済金の分割受取り額については、源泉徴収前の金額を掲載しています。

■掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
		所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円
200万円	308,600円	287,900円	251,700円	179,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	784,300円	747,800円	674,800円	543,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,392,700円	1,356,200円	1,283,200円	1,137,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,033,200円	1,993,100円	1,912,700円	1,752,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,805,000円	2,752,600円	2,647,700円	2,438,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※1 「課税される所得額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成25年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については4,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。
(<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/>)



一般社団法人 福島県歯科医師会